

藤枝柔道倶楽部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 藤枝柔道倶楽部（以下「本倶楽部」という）と称する。

(目的)

第2条 本倶楽部は、青少年の健全な心身の育成と文武両道を目指し、地域社会におけるスポーツの発展を目的とする。

(指導方針)

第3条 本倶楽部の指導方針は、勝利至上主義ではなく、柔道の基本である、礼法、受身、寝技、立技の基本的技術の習得に重点を置く。

また、柔道の基礎的技術の習得の前提として、基礎体力の向上を目的とした体作り運動にも重点を置く。

競技力の強化・向上については、個別の技術レベルに応じて指導を行うこととする。

第2章 会員等

(入会)

第4条

- (1) 本倶楽部の対象者は、未就学児から成人までとする。
- (2) 入会希望者は別紙に記入し、会長に提出し承認をもらう。
- (3) 入会后、定められた会費を納入する。
- (4) 入会后は、当倶楽部の規約を遵守しなければならない。

(退会・移籍)

第5条

- (1) 本倶楽部は、任意で退会できる。
- (2) 退会する場合は、指導者に連絡しなければならない。
- (3) 移籍する場合、責任者同士が話し合い、合意のもと移籍しなければならない。

(指導者)

第6条

- (1) 指導者は、全日本柔道連盟及び静岡県柔道協会に加入しなければならない。
- (2) 指導者は、全柔連公認指導者資格を有する者が指導に当たる。
- (3) 指導者は、暴力・いじめ・パワハラ・セクハラなどの法令違反を遵守し、指導または競技に当たらなければならない。
- (4) 違反行為をしたものは、処分の対象になる。

第3章 役員

(役員構成)

第7条

1. 本倶楽部は、以下に掲げる役員を置く。
会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、監査 1 名、幹事長 1 名、幹事・顧問若干名。
2. 会長、副会長、会計、監査、幹事長を幹部役員とする。

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、会計、監査、幹事長、幹事及び顧問は、現行の幹部役員の協議により指名し、本人の了解が得られた場合、総会の承認をもって選任する。

(役員の仕事)

第9条

- (1) 会長は、当倶楽部を統括する。
- (2) 副会長は、会長の補佐を行い会長に事故があるときは、職務を代行する。
- (3) 会計は、当倶楽部の会計を行う。
- (4) 監査は、当倶楽部の会計を厳正に監査して総会に提出する。
- (5) 幹事長は、事業全般の企画を執行し、幹事はこれを補佐する。

(役員の仕事)

第10条

1. 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。
2. 役員等に欠員が出た場合は、会長・副会長の選任より補充する。ただし、その仕事は残任期間とする。

第4章 会議

(総会)

第11条

1. 総会は、役員、指導者、部員（成人）及び部員の保護者により構成し、年 1 回開催する。
2. 総会は会長が招集し、議長は会長をもってこれに充てる。
3. 総会の決議は、出席者の過半数の賛成をもって決する。
4. 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (4-1) 事業報告及び決算に関する事項
 - (4-2) 事業計画及び予算に関する事項
 - (4-3) 本規約の改正又は制定
 - (4-4) 役員の仕事
 - (5) その他、本倶楽部の運営上重大な事項

第5章 会計

(会費)

第12条 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入会費 小学生 1,000 円 中学生・高校・一般 2,000 円
- (2) 会費【月額】
小学生：週 1 回 1,000 円 週 2 回 2,000 円 週 3 回 3,000 円
中学生：週 1 回 1,000 円 週 2・3 回 2,000 円
- (3) 会費【年額】
高校生・一般：5,000 円
- (4) その他会費
全柔連登録費、スポ少登録費、傷害保険料、スポーツ保険費
※高校・一般は年会費の中に含まれる。

第6章 雑則

(事故等への対応)

第13条

- (1) 指導者は、当倶楽部を指導するに当たり周囲の状況を観察し、危険要因を排除する措置を講じなければならない。
- (2) 事故発生時、直ちに状況を判断し応急手当を施し、必要に応じて病院への搬送、又は救急車を要請しなければならない。
- (3) 指導者は、事故発生時、日時・場所・発生原因を記録し、保険手続が速やかに行われるよう協力する。

(慶弔費・事務運営費)

第14条 本倶楽部に係る慶弔及び事務運営費については、過去の支出実績を基準とし、本倶楽部運営費から支出することができる。

附則

- 1 この規約は、令和元年5月26日から施行する。